

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1及び第2 略</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は、国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準（参考資料）第1節積算基準の1－3旅費交通費を適用する。 なお、第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等、3登記簿等閲覧手数料においては、連絡車（ライトバン）運転費は、標準歩掛りの機械経費率等含まれているため、別途計上しない。</p>	<p>第1及び第2 略</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は、国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準（参考資料）第1節積算基準の1－3旅費交通費及び岐阜県独自の運用を定める設計業務等資料の旅費交通費に基づくものとする。 なお、第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等、3登記簿等閲覧手数料においては、連絡車（ライトバン）運転費は、標準歩掛りの機械経費率等含まれているため、別途計上しない。</p> <p><u>(i) 通勤及び宿泊の区分</u></p> <p><u>① 通勤により業務を行う場合</u> <u>通勤により業務を行えるかどうかの判断は、下記を目安とする。ここでいう「積算上の基地」とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</u> <u>また、現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</u></p> <p><u>(a) 積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。</u> <u>なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転費は測量業務標準歩掛りの機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>(b) 連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費を計上しない。また、高</u></p>

速道路等の料金は別途計上すること。

連絡車（ライトバン）運転費 1日あたり単価表

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×Oh
損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料
#	#	日	1			供用日当り損料

② 現地に滞在して業務を行う場合

上記①の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、岐阜県における「岐阜県職員等旅費条例」によるものとする。

ハ 略

2から8まで 略

第4及び第5 略

第6

1から3まで 略

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

表6-3 略

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4 略

表6-5

表 略

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

ハ 略

2から8まで 略

第4及び第5 略

第6

1から3まで 略

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

表6-3 略

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4 略

表6-5

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書 別記1 1 石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の

作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6 略

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8 略

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9及び表6-10 略

表6-11

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

表6-6 略

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

表 略

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

表6-8 略

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9及び表6-10 略

表6-11

表 略

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12 略

5 略

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であつて、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。（建築設備を除く。）

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

表6-12 略

5 略

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であつて、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。（建築設備を除く。）

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。（例 機械設備BをCとする。）

(i) 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業ができる。）

工場より多い。

(ii) 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している。）かつ多い。

(iii) 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。

(iv) プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる。）化機械（装置）が多い。

(v) 規模の大きな機械が多い。

(vi) 特殊な機械が多い。

表6-15

区分	判断基準
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満である全ての業種この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、糊固製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴・靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、塗器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器、試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用器械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(vii) 製品等の多種品の製造装置を持っている。

(viii) 受電契約電圧が6,000V以上である。

表6-15

区分	判断基準
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満である全ての業種この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、糊固製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴・靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、塗器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器、試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用器械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備E	機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書に該当すると判断されたもの

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

表 6 - 1 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事 業 所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 1 7

機械設備Aの場合

表 略

機械設備B、C及びDの場合

表 略

ハ 略

(2) 生産設備

表 6 - 1 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事 業 所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 E	事 業 所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.53	0.42	0.60	2.55人	
			技師 A	1.53	3.73	3.76	9.02人	
			技師 B	1.53	4.49	—	6.02人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

表 6 - 1 7

機械設備Aの場合

表 略

機械設備B、C、D及びEの場合

表 略

ハ 略

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 略

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上	主任技師	二	二	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
		500㎡未満	技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	二	0.78人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上	主任技師	二	二	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
		500㎡未満	技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	二	1.11人	
			技師D	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上	主任技師	二	二	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
		500㎡未満	技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	二	0.69人	
			技師D	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	設 備 当たり	—	主任技師	—	二	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	二	0.34人	
			技師D	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 略

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	
				調 査	図面等	算 定			
生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上	技師A	0.30	0.06	0.06	0.42人		
			技師B	0.30	0.66	0.31	1.27人		
		500㎡未満	技師C	0.30	0.58	0.06	0.94人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
			技師A	0.38	0.06	0.06	0.50人		
生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上	技師B	0.38	0.83	0.37	1.58人		
			技師C	0.38	0.66	0.06	1.10人		
		500㎡未満	技師D	—	—	0.06	0.06人		
			設置面積 300㎡以上	技師A	0.22	0.06	0.06	0.34人	
				技師B	0.22	0.56	0.25	1.03人	
生産設備C	設 備 当たり	500㎡未満	技師C	0.22	0.50	0.06	0.78人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
			技師A	0.13	0.06	0.06	0.25人		
		設 備 当たり	技師B	0.13	0.31	0.12	0.56人		
			技師C	0.13	0.27	0.06	0.46人		
生産設備D	設 備 当たり	—	技師D	—	—	0.06	0.06人		

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。

・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-21 略

ハ 略

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。

ただし、第8予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-23 略

表6-24

表 略

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25 略

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

表6-21 略

ハ 略

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。

ただし、第8予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-23 略

表6-24

表 略

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-25 略

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

式 略

ただし、表6-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-26

※ 「庭木等」の「判断基準」欄の「A 観賞樹」中の記載を以下のとおり改める。

観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。

表6-27及び表6-28 略

(5) から(7)まで 略

7及び8 略

第7 略

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準(以下「基準」という。) 第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等(機械設備、生産設備及び附帯工作物)については、第6建物等の調査に当たり次の点に留意すること。

(留意点) 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備、附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

1から7まで 略

8 移転計画案の作成

移転計画案の作成の費用は、基準、岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針(以下「運用方針」という。)及び損失補償取扱要領(以下「取扱要領」という。)の定めるところにより、現状の機能を構内(残地)において回復

式 略

ただし、表6-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-26

※ 「庭木等」の「判断基準」欄の「A 観賞樹」中の以下の記載を改める。

観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。

表6-27及び表6-28 略

(5) から(7)まで 略

7及び8 略

第7 略

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準(以下「基準」という。) 第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等(機械設備、生産設備及び附帯工作物)については、第6建物等の調査に当たり次の点に留意すること。

(留意点) 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備、附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

1から7まで 略

8 移転計画案の作成

移転計画案の作成の費用は、基準、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針(以下「運用方針」という。)及び国土交通省損失補償取扱要領(以下「取扱要領」という。)の定めるところにより、現状の機能を構内(残

させる残地内工法の計画案2～3案の作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表8-12によるものとする。

表8-12及び表8-13 略

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

1から6まで 略

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費＝（図面作成枚数）×（図面作成費×依頼度）

図面作成費：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により設定するものとする。（建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。）

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下、「日本産業規格」という。）A列1番（以下「A1判」という。）を標準としたものである。日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

表9-10 略

(2)及び(3) 略

地)において回復させる残地内工法の計画案2～3案の作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表8-12によるものとする。

表8-12及び表8-13 略

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

1から6まで 略

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費＝（図面作成枚数）×（図面作成費×依頼度）

図面作成費：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により設定するものとする。（建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。）

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下、「日本工業規格」という。）A列1番（以下「A1判」という。）を標準としたものである。日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

表9-10 略

(2)及び(3) 略

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で算定できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費の積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査 (1) 機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1)から(3)まで 略

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は表6-15のとおりとする。

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で算定できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費の積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査 (1) 機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1)から(3)まで 略

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.73	3.76	7.49人	
			技師 B	4.49	—	4.49人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は表6-15のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛りは、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

表9-14及び表9-15 略

(5) 略

第10 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1及び2 略

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

(1)から(5)まで 略

(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することを行う。）を行うものとする。これに要する直接人件費の積算は、表10-2により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表7-4の補正を行うものとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛りは、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

表9-14及び表9-15 略

(5) 略

第10 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1及び2 略

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、移転工法及び補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(4)及び(5)により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

(1)から(5)まで 略

(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することを行う。）を行うものとする。これに要する直接人件費の積算は、表10-2により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表7-4の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表7-3によることができるものとする。なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表10-2の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。

表10-2 略

(7) 略

第11から第16まで 略

第17 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年4月18日公第53号。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1から3まで 略

4 事前調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-2により行うものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表17-1-2

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表17-1-3、木造特殊建物にあっては 表17-1-4、非木

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表7-3によることができるものとする。なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ月以上の場合は、表10-2の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。

表10-2 略

(7) 略

第11から第16まで 略

第17 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年4月18日公第53号。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1から3まで 略

4 事前調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-2により行うものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表17-1-2

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表17-1-3、木造特殊建物にあっては 表17-1-4、非木

造建物イ、ロ及びハにあつては表17-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表17-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表17-1-3から表17-1-6まで 略

(2) 略

5ら6まで 略

[二] 略

(別表) 略

造建物イ、ロ及びハにあつては表17-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表17-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

注3 注1及び注2は5事後調査においても同様に適用するものとする。

表17-1-3から表17-1-6まで 略

(2) 略

5ら6まで 略

[二] 略

(別表) 略